

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方
(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、
介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※ご注意※
国民健康保険税の口座振替は
自動継続されません。
再度、町民課住民グループへ
申し出を行ってください。

■ 保険証が新しくなります (黄緑色→黄色)

現在、ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。

○窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、すべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。(窓口負担割合が変更とならない方も含みます。)

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課住民グループまでお申し出ください。

※新しい保険証は黄色です



後期高齢者医療被保険者証

■ 減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証 (限度額適用認定証) も新しくなります (橙色→水色)

現在、ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課住民グループへ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ、または区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※新しい減額認定証及び限度証は水色です。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証



後期高齢者医療限度額適用認定証

■ お問い合わせ
 ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
 ・町民課住民グループ ☎01392-2-3131